

「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案に関する
御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和3年5月6日

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案」について、令和3年3月10日から令和3年4月8日まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見を246件いただきました(なお、本件と関係しない御意見を12件承っております。)

お寄せいただいた本件に関する御意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約しております。

今回、御意見をお寄せ頂きました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
建設業退職金共済制度について、予定運用利回りの引き下げには反対である。多少の引き下げは仕方ないがあまりにも下げすぎである。	今回の予定運用利回りの引き下げは、令和2年8月26日に勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会でとりまとめられた「特定業種退職金共済制度における退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について」(以下「財政検証とりまとめ」という。)において、平成26年には約868億円あった建設業退職金共済制度の累積剰余金が、令和元年度末には約630億円と減少し、今後もより一層減少することが見込まれていることから、制度の魅力を維持しながら、できるだけ制度の安定的な運営を図るべく、予定運用利回りを現行の3.0%から1.3%に引き下げることが適当とされたことを踏まえたものでございます。ご理解賜りますよう宜しくお願い致します。
林業退職金共済制度について、予定運用利回りの引き下げには反対である。	今回の予定運用利回りの引き下げは、財政検証とりまとめにおいて、林業退職金共済制度の累積欠損金が、累積欠損金解消計画(平成17年10月1日 独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部)の解消年限である令和4年度末までには、解消されない見込みであることから、できるだけ早期に

	<p>累積欠損金を解消し、制度の安定的運営を図るために予定運用利回りを現行の0.5%から0.1%に引き下げることが適当とされたことを踏まえたものでございます。ご理解賜りますよう宜しくお願い致します。</p>
<p>建設業退職金共済制度について、財政が安定したら前倒しで財政検証を行い、予定運用利回りの再度の引き上げを検討してほしい。</p>	<p>中小企業退職金共済法第85条により、財政検証を少なくとも5年ごとに行うこととされておりますが、財政検証とりまとめにおいて、今後、金融情勢の急激な変化により大幅な利益又は損失が発生した場合には、必要に応じ、再度検討することが適当であるとされていることも踏まえ、今後の経済情勢等を注視しつつ、必要に応じて、対応してまいります。</p>
<p>建設業退職金共済制度について、施行日前からの加入者にとって不利益とならないよう、経過措置を置いてほしい。</p>	<p>施行日前から加入されている被共済者について、不利益遡及とならないように、施行日前の期間については改正前の運用利回りにより算出された金額となるよう、経過措置を設けております。</p>
<p>建設業退職金共済制度について、予定運用利回りの引き下げは仕方ないが、更なる周知広報を行うべきである。</p>	<p>建設業退職金共済制度への加入促進については、勤労者退職金共済機構において、毎年10月の加入促進強化月間をはじめとするあらゆる機会を捉え、事業主に対する周知広報、加入勧奨を実施しているところでございます。引き続き、建設業退職金共済制度の周知広報等を図っていきたいと考えております。</p>